

大津市農地台帳及び農地に関する地図の公表等に関する要綱

平成27年3月20日

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）の規定に基づく農地台帳に記録された事項及び農地に関する地図（以下「農地台帳等」という。）の公表（以下「公表」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の方法)

第2条 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「省令」という。）第104条第2項第1号の公表すべき事項を記載した書面は、閲覧用農地台帳（様式第1号）により作成するものとする。

2 省令第104条第2項第2号の公表すべき事項の提供は、インターネットを利用して提供するほか、農地台帳記録事項要約書（様式第2号）を交付することにより行うものとする。

(閲覧等の請求)

第3条 省令第104条第2項第1号の規定による閲覧をし、又は前条第2項の規定による農地台帳記録事項要約書の交付を受けようとする者は、農地台帳閲覧・記録事項要約書交付請求書（様式第3号。以下「請求書」という。）により農業委員会に請求しなければならない。

2 前項の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 請求する農地の所在及び地番
- (3) 請求者の連絡先
- (4) 閲覧又は交付の目的
- (5) 農地台帳記録事項要約書の交付を請求する場合にあっては、請求に係る書面の枚数

(インターネットの利用による提供)

第4条 インターネットの利用による提供は、全国農業会議所（以下「会議所」という。）が管理する農地情報公開システムにおいて実施するものとする。

2 農業委員会は、会議所が指定する期間、データ形式により公表する記録内容を会議所に提供するものとする。

(点検等)

第5条 農業委員会は、毎年度、次に掲げる書類によって申告又は申請された内容と照合を行うことにより、農地台帳に記録された事項（第3項に規定する事項を除く。）の点検を行うものとする。

- (1) 農家台帳兼所有地・耕作地等申告書
- (2) 農業委員会委員選挙人名簿登録申請書

2 農業委員会は、前項に掲げる書類により確認できなかった事項については、別途、調査を実施するものとする。

3 省令第101条第3号に掲げる事項の点検は、法第30条第1項に規定する利用状況調査及び法第32条第1項に規定する利用状況調査の結果に基づき行うものとする。

4 農業委員会は、前3項の規定による点検等により、補正すべき事項が発見された場合は、速やかにこれを補正するものとする。

(随時の補正)

第6条 農業委員会は、前条第4項の規定により補正する場合のほか、農地台帳に記録された事項を補正する必要がある場合は、速やかにこれを補正するものとする。

(手数料)

第7条 第3条に規定する閲覧等の請求にかかる手数料の額は、大津市手数料条例別表(第2条関係)を適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。